

知って得する!

法律コラム



弁護士 根来真一郎

判決が言い渡されるとどうなる!?

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。

ドラマでは裁判官が判決を言い渡す場面がクライマックスとして描かれます。また、様々な事件について「判決が言い渡された」というニュースを耳にされることもあるかと思います。

しかし、判決が言い渡されるとどうなるかについて余り知られていないかもしれません。今回は民事裁判において判決が言い渡されたらどうなるかについてお話をさせていただきたいと思います。

1 請求認容判決・請求棄却判決

請求認容判決とは、原告の請求には理由があるとして、請求を正当と認める判決です。請求の一部だけ正当と認められた場合、一部認容判決がなされます。請求棄却判決とは、原告の請求には理由がないとして請求を退ける判決です。

2 判決の送達

判決が言い渡されると、当事者への判決の送達が行われます。当事者に判決内容を告知して不服申立ての機会を与えると共に、上訴期間の起算点となります。

3 判決の確定

判決の言い渡しが行われた場合、判決に不服のある当事者は上訴することができます。しかしいつまでも上訴ができるわけではなく、当事者が上訴によって判決を争うことができなくなり判決が取り消されることがなくなった状態を判決の確定といいます。

判決の確定時期は、判決が送達された日から上訴されることなく上訴期間が経過したときです。例えば、地方裁判所の判決に対する高等裁判所への控訴期間は2週間とされています。

4 判決に付随する裁判： 仮執行宣言・訴訟費用の裁判

判決に付随する裁判として、仮執行宣言や訴訟費用の裁判が行われることがあります。

仮執行宣言とは、未確定の判決について、確定判決と同一の執行力を付与する裁判です。分かりやすく言うと、判決確定前に判決内容に基づいて強制執行を可能にする制度です。

訴訟費用の裁判とは、印紙代・郵券代等の訴訟費用に関する判断で、原則として敗訴した当事者が負担します。なお、弁護士費用は訴訟費用に含まれません。

5 既判力(きはんりょく)

判決が確定すると、既判力が生じます。既判力とは、権利又は法律関係に関する裁判所の判断が当事者間において強制通用力を持つことです。一言で言うと、蒸し返しを禁止する効果のことです。判決が確定した後に別の裁判を起こしたとしても、既判力により確定判決の判断に反する主張ができなくなります。

6 執行力(しっこうりょく)

確定した判決は、執行力を有します。執行力とは、判決に掲げられた賠償等の義務を強制執行手続きによって実現する効力です。執行力を有する証書を債務名義と言います。確定判決や和解調書等が該当します。

7 最後に

判決が言い渡されたらどうなるかについてご説明をさせていただきました。判決が言い渡された後の流れや確定した判決が持つ効果には様々な制度があります。ご不明な点があれば、お気軽に弁護士にご質問いただければと思います。